

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年1月7日
事業者の氏名又は名称	土佐市観光有限会社(法人番号6490002009654)(代表者 笹岡希吉)
事業者の所在地	高知県土佐市高岡町乙2670番地1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県土佐市高岡町乙2670番地1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和6年12月9日、監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(2)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	4点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年1月15日
事業者の氏名又は名称	有限会社さくら観光(法人番号3490002010466)(代表者 大崎賢一)
事業者の所在地	高知県須崎市桑田山乙1158番地2
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県須崎市桑田山乙1158番地2
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和6年11月18日及び同年12月18日、監査方針に基づき監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運送引受書に記載すべき事項の記録が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)</p>
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	4点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年1月16日
事業者の氏名又は名称	有限会社西日本観光(法人番号6500002015171)(代表者 楠窪雄治)
事業者の所在地	愛媛県西条市三芳886-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県西条市三芳886-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和6年11月15日及び同年12月16日、監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年1月29日
事業者の氏名又は名称	プリンセストラベル株式会社(法人番号2500001023055)(代表者 河内広志)
事業者の所在地	愛媛県松山市道後姫塚100番地
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市道後姫塚100番地
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法27条第3項、道路運送法94条第1項
違反行為の概要	<p>令和6年11月21日、監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運送引受書に記載すべき事項の記録が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)</p> <p>(2)事業報告書の提出をしていなかったこと(道路運送法第94条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。